

特定非営利活動法人 Mission ARM Japan 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Mission ARM Japan（以下「法人」という）の役員および会員に支給する旅費に関し必要なことを定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、交通費および宿泊料とし、日当は支払わない。

(旅費の支給)

第3条 次の各号に該当するものが理事長の命じた旅行をする場合、実費弁償として旅費を支給する。

- (1) 法人の活動を行うために、最寄りの駅から100Km以上の距離を移動する場合を支給対象とする
 - (2) 他の団体の依頼により旅行をし、当該団体から旅費が支給されない者で法人が認めたとき
- 2 前号で旅費の一部が支給された場合は、本規程に基づいて計算した額と実支給額との差額を支給する。
 - 3 鉄道、船、航空、車賃と宿泊を含むパッケージ旅行を利用した場合はその実費を支給する。
 - 4 グリーン席、スーパーシート等特別料金は対象としない。
 - 5 やむを得ない場合を除いてはタクシーの利用は認めない。利用の場合には理事長の許可を得なければならない。

(旅費計算の原則)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務の都合その他やむを得ない事情による場合は、実際の旅程により計算する。

(交通費の種類)

第5条 旅費の種類は次の号とおりとす

- (1) 鉄道賃 鉄道旅行について路程に応じ、旅客運賃（その乗車に要する普通運賃。ただし運賃の等級を区分する線路による旅行の場合には下級の運賃）、特急、急行料金、座席指定料金および特別車両料金を参照し、現に支払った運賃を支給する。

- (2) 航空賃 航空機によって旅行をする場合に限り、現に支払った旅客運賃を支給する。
- (3) 車賃 鉄道を除く陸路旅行について、路程に応じこれを支給する。
 - ①車賃の額は、路線バスの実費額による。
 - ②業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により路線バス利用ができない場合は、他の交通機関の実費額による。

(宿泊費)

第6条 業務上宿泊が必要と認められる場合、宿泊費を支給する。

- 2 宿泊費は実費を原則とし、その最高額は15,000円に定める。
- 3 以下の場合には宿泊が伴っても宿泊費を支給しない。
 - (1) 法人が宿泊場所を提供したとき
 - (2) イベント等によりいらいもとが宿泊費を負担した場合
 - (3) 寝台車、夜行の電車・バス・船舶などを利用した場合
 - (4) 実家など宿泊費が発生しない場所に宿泊した場合

(旅費の精算)

第7条 出張者は、帰着後速やかに、旅費の精算をしなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、理事長の承認を受けたうえで精算を遅らせることができる

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第9条 法人の経営状況によりこの規程の改廃を行うことがある。その場合は理事会において行う。

(附則)

この規程は、平成27年10月16日から施行する。